

令和3年12月24日

高槻市教育委員会 様

高槻市学校事故調査委員会

委員長 大川 尚子

学校事故対応に関する指針に基づく詳細調査について（答申）

令和3年8月10日付け高教学第331号により本委員会に諮問のあった標題の件について、次のとおり答申する。

1 事故に至る過程や原因の調査について

事故に至る過程や原因の調査について、次のとおり本調査委員会の見解を述べる。

まず、当該小学校が行った5分間走であるが、小学校学習指導要領で示されている体づくり運動領域の体の動きを高める運動として、無理のない速さで走ることを目標に計画的に実施されていた。また、検証の結果、当該小学校が行った5分間走は当該児童の体に過度な負担は生じておらず、学習指導要領に基づいた指導であった。

次に、事故発生後の対応に関しては、毎年実施していた事故発生時の対応訓練を踏まえ、緊急時の対応マニュアルに沿って、組織的に対応していた。

さらに、マスクの指導に関して、高槻市教育委員会はスポーツ庁からの通知に基づいて各学校に周知しており、当該小学校においても、各教員が児童に対してこれらの趣旨を逸脱した内容で指導していたとは認められない。

なお、当該児童には病理検査の結果として、
とされている。
、医師から一般的な意見を聴取したところ、
との
ことである。

これらのことから、
、5分間走の実施方法や事故対応、マスクの指導について調査した結果、事故の原因となり得る瑕疵は見受けられなかった。

なお、詳細については、調査報告書を参照されたい。

2 再発防止・事故予防について

事故に至る過程や原因の調査の結果、5分間走の実施方法や事故対応、マスクの指導等の教育活動に瑕疵は見受けられなかったが、当該小学校を含む高槻市立小中学校において、今後、より安全で安心な体育の授業を実施できるよう、次の視点から提言を行う。

1 体育の授業づくりの視点

- 指導計画の組織的な作成と改善
- 授業の継続的な改善

2 健康観察の視点

- 健康観察の重要性に対する周知・徹底
- 体調不良を訴えた児童生徒に対する共通理解を持った上での対応

3 事故対応の視点

- 体育授業時における緊急対応マニュアルの整備
- 事故発生時における最新のガイドラインに基づく組織的・継続的な対応訓練の実施

3 最後に

高槻市教育委員会においては、本調査委員会の提言を真摯に受け止め、今後、より一層高槻市立小中学校の体育授業が安全安心に行われるよう、教員をはじめ、関係者が一丸となって取り組まれない。